

役員を派遣することがある。

- 4) 当会の運営を補佐するために、事務局補佐として組合執行委員1名を委託して運営の円滑化を図り、工場長、労働組合執行委員長には相談役として会の運営の助成や協力を得ていくこととする。

第9条 役員・会計監査の任期及び選出方法、手当

- 1) 会の役員及び会計監査の任期は原則として2年間とし、定期総会において選出する。但し、再任を妨げないものとする。
- 2) 会の役員・会計監査に対する手当は次の通りとする。

会長(1名)	年額20,000円
副会長(1名)	年額16,000円
事務局長(1名)	年額15,000円
上記三役を除く役員	年額10,000円/人
会計監査(2名)	年額2,000円/人
- 3) 上部団体組織への派遣役員に対する手当については、運用細則に定める通りとする。

第10条 主な活動

会の目的に沿い下記の各種活動を行う。

尚、年度途中に諸問題が生じた場合には、役員会にて協議の上その解決にあたることとする。

- 1) 年1回の定期総会の開催
- 2) 会員相互の親睦・交流を深める行事の計画・実施(原則年1回以上)
- 3) ホームページ、友の会だより等の広報活動
- 4) 第12条に定める趣味の会活動
- 5) 第13条に定める会員有志による活動への支援
- 6) 第14条に定める入会10年、20年の節目を迎える会員への記念品の贈呈
- 7) 第15条に定める表彰
- 8) 第16条に定める長寿祝い
- 9) 工場及び労働組合を含む外部諸団体が主催する諸行事への参加

第11条 定期総会

- 1) 開催時期については、原則5月中旬～6月初旬とし、総会の成立には会員の3分の2(委任状を含む)以上の出席を必要とする。
- 2) 議案の可決・承認を得る為には、出席会員の過半数以上の賛成を必要とする。
- 3) 役員会にて協議の上、必要により臨時総会を開催することがある。

第12条 趣味の会活動

趣味の会とは、会員有志による同好会的(会の目的に沿った趣味等の同好者の集まり)組織を結成し、役員会にて承認された組織を言う。

趣味の会活動に必要な運営費用は、第5条に定める会費とは別に各趣味の会毎に部費(又は会費)を集め、各趣味の会の運営費用に充てていくことを原則とするが、趣味の会活動の活性化の為、友の会会計より運用細則に定める基準により補助金を支給していく。

第13条 会員有志による活動への支援

- 1) 当会の目的に沿い、自ら積極的に諸活動に努めている会員に対し、第10条に定める活動範囲では補いきれない取組・活動を対象に、その取組・活動継続の一助となるよう、当会として支援を行う。
- 2) 支援の対象となる活動、支援内容等、細部については、運用細則に定める通りとする。